

令和 8 年 7 月 28 日

記者クラブ加盟社 各位

摂津市 市長公室 広報課

令和 8 年度個人住民税にかかる年金特別徴収額の過徴収について

令和 8 年 8 月 14 日支給予定の年金から特別徴収する個人住民税について、本来徴収されない市民から過徴収することが判明いたしました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

毎年 6 月の税額確定に伴い、令和 8 年度の特別徴収額を算定した際、特別徴収額の変更は対象者に正しく通知しましたが、事務処理上の確認不足により、年金支払者（日本年金機構等）へのデータ送信ができておらず特別徴収額に反映されなかったものです。

2 対象者及び金額

過徴収対象者 365 名（年金特別徴収者全体 5,664 名）

過徴収総額 2,706,500 円（一人あたり 100 円～33,400 円）

3 原因

システム標準化に伴いシステム移行した際、新マニュアルの処理手順を職員が見落とし、毎年 8 月の年金で反映する年金特別徴収仮徴収中止情報を作成しておらず、年金支払者（日本年金機構等）に送信すべき年金特徴データの処理ができていなかったため。

4 個人情報漏洩の状況

第三者等への個人情報の漏洩はございません。

5 今後の対応

- 1) 過徴収対象者に対し、お詫び及び今後の対応（還付手続き）を説明する通知文書を送付します（8 月上旬）。
- 2) 還付につきましては、通知時に振込先の届出を依頼し、収納確認後速やかに行います（10 月上旬）。

6 再発防止策

マニュアルを今一度読み込み、見落としやすい点を職員間で共有するとともに、マニュアルに反映します。また、今回ミスが生じた点は漏れが無いよう係の業務予定表に組み込み、今後は業務進捗状況を複数人で確認することを徹底します。

<お問い合わせ先>

摂津市 総務部 市民税課

担当：石坂

TEL：06-6319-1990

Mail: shiminzei@city.settsu.lg.jp